

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、高松赤十字病院労働組合執行委員長奥映子から次のとおり争議行為を行う旨、平成19年3月2日通知があった。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 事件

2007年春闘要求の完全獲得を目的とする本組合と、その相手方である高松赤十字病院及び日本赤十字社に対する争議

2 日時

平成19年3月15日午前0時以降、要求貫徹に至るまでの期間

3 場所

高松赤十字病院の構内又は各職場 香川県高松市番町4丁目1番3号

4 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための一切の争議を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び入院中の重傷患者について保安の必要ある場合は、保安要員若干名を除くものとする。